旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 21 年８月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①有限会社平和旅行　②第３種旅行業　③高知県知事登録旅行業第３－81号　④有限会社平和旅行　吾川郡いの町枝川1276番地６　代表取締役　味元準一　⑤本社営業所　吾川郡いの町枝川1276番地６　⑥平成11年１月19日　⑦平成20年12月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社群馬観光サービスステーション　②第３種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第３－５号　④有限会社群馬観光サービスステーション　安中市松井田町行田1030番地２　代表取締役　山崎昭夫　⑤本社営業所　高崎市若松町２－７　⑥昭和28年１月８日　⑦平成21年６月30日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社飛鳥ツーリスト　②第３種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第３－233号　④株式会社飛鳥ツーリスト　桐生市梅田町一丁目636番地１　代表取締役　村岡武典　⑤本社営業所　桐生市梅田町一丁目636番地の１　⑥昭和62年２月20日　⑦平成21年２月18日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社八重州サービス観光部　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－2540号　④株式会社八重州サービス観光部　東京都豊島区長崎一丁目１番16号　代表取締役　田中章悟　⑤本社営業所　東京都江戸川区松江４丁目14番４号　⑥昭和59年８月13日　⑦平成21年７月３日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社東亜エージェンシー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－2826号　④株式会社東亜エージェンシー　東京都千代田区四番町５番地　代表取締役　田出哲夫　⑤本社営業所　東京都千代田区四番町５番地　⑥昭和63年８月１日　⑦平成21年７月８日　⑧90万円　⑨450万円

Ａ　①有限会社日新観光サービス　②第２種旅行業　③長野県知事登録旅行業第２－215号　④有限会社日新観光サービス　塩尻市大字大門930番地５　代表取締役　輪湖隆弘　⑤本社営業所　塩尻市大字大門930番地５　⑥昭和54年８月27日　⑦平成21年７月10日　⑧220万円　⑨1,100万円

Ａ　①株式会社スポーツニッポン大阪サービス　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－1000号　④株式会社スポニチプライム（旧、株式会社スポーツニッポン大阪サービス）　東京都中央区新川二丁目９番９号　代表取締役　荒川和夫　⑤本社営業所　大阪市西区西本町１丁目２番14号　⑥昭和53年12月１日　⑦平成21年４月１日　⑧220万円　⑨1,100万円

Ａ　①有限会社コープ旅行保険センター　②第３種旅行業　③福島県知事登録旅行業第３－169号　④有限会社コープ旅行保険センター　白河市天神町75番地　清算人　冨永照夫　⑤本社営業所　白河市天神町75番地　⑥平成元年11月21日　⑦平成21年６月20日　⑧60万円　⑨300万円

以上８件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長代行　木村　茂男

Ａ　①泰成株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5090号　④泰成株式会社　東京都豊島区高松二丁目14番30号　代表取締役　江草　力　⑤本社営業所　東京都豊島区東池袋一丁目36番７号　⑥平成13年11月22日　⑦平成21年７月１日　⑧60万円　⑨300万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　　耿

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者

(一)　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

(二)　登録番号　沖縄県知事登録旅行業第三－一一九七号

(三)　商号　有限会社コスモツーリスト

(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　有限会社コスモツーリスト　豊城見市豊城見五二一一　代表取締役　宮良直行

(五)　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　豊城見市豊城見五二一一

(六)　旅行業の登録年月日　平成十一年十月四日

(七)　当協会の保証社員としての地位を失った年月日　平成二十一年七月十六日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十一年七月十五日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるもので当協会の弁済業務規約第九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及びその取引を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、三百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

(二)　前号の受理について、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十一年八月十一日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号
ビルディング　社団法人全国旅行業協会
代行　木村　茂男